

<加算内容詳細一覧> 通所リハビリテーション

項 目	内 容	金額:1割
入浴介助加算Ⅰ	入浴を希望される場合	40円/日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は認定日から3月以内に集中的な個別リハビリ実施	110円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	退院（所）日又は通所開始日から3月以内に集中的な認知症のリハビリ実施。1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施した場合	240円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	退院（所）日又は通所開始月から3月以内に集中的な認知症のリハビリ実施。1月に4回以上のリハビリを実施した場合	1,920円/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方が利用した場合	60円/日
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行った場合（1ヶ月につき2回を限度）	150円/回
口腔機能向上加算Ⅱイ	上記に加え、口腔機能向上サービスの情報を厚生労働省に提出し活用している場合（1ヶ月につき2回を限度）	155円/回
口腔機能向上加算Ⅱロ	上記に加え、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合（1ヶ月につき2回を限度）	160円/回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態、口腔の健康状態について確認を行い情報を介護支援専門員に提供した場合（6ヶ月につき1回を限度）※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算の算定なし	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態又は口腔の健康状態について確認を行い情報を介護支援専門員に提供した場合（6ヶ月につき1回を限度）	5円/回
栄養アセスメント加算	利用者に対して、管理栄養士が他職種と共同して栄養アセスメントを実施した場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し活用していること	50円/月
栄養改善加算	栄養改善が必要な方に栄養改善サービスを行った場合（3ヶ月以内に限り月2回を限度）	200円/回
科学的介護推進体制加算	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し活用していること（1ヶ月につき1回を限度）	40円/月

項 目	内 容	金額:1割
リハビリテーションマネジメント加算 イ	リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を関係者と共有し、状態の変化に応じ計画を見直ししていること。利用者又はその家族に対して理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明し利用者の同意を得ている場合	開始月より6ヶ月以内 560円/月
		開始月より6ヶ月超 240円/月
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	上記に加え、リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し活用していること。	開始月より6月以内 593円/月
		開始月より6月超 273円/月
リハビリテーションマネジメント加算 ハ	上記に加え、管理栄養士を1名以上配置していること。多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること	開始月より6月以内 793円/月
		開始月より6月超 473円/月
リハビリテーションマネジメント加算 医師説明	リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を関係者と共有し、状態の変化に応じ計画を見直ししていること。利用者又はその家族に対して医師が説明し利用者の同意を得ている場合	開始月より6月以内 270円/月
生活行為向上リハビリテーション加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及びリハビリテーションの実施計画を定めてリハビリテーションを実施した場合	1,250円/月
退院時共同指導加算	病院等に入院中の方が退院するに当たり、当施設の医師又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の通所リハビリテーションを行った場合	600円/回

＜加算内容詳細一覧＞ 介護予防通所リハビリテーション

項 目	内 容	金額:1割
口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行った場合（1ヶ月につき2回を限度）	150円/月
口腔機能向上加算Ⅱ	上記に加え、口腔の情報を厚生労働省に提出し活用している場合（1ヶ月につき2回を限度）	160円/月
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態、口腔の健康状態について確認を行い情報を介護支援専門員に提供した場合（6ヶ月につき1回を限度） ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定していない場合	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態又は口腔の健康状態について確認を行い情報を介護支援専門員に提供した場合（6ヶ月につき1回を限度） ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合	5円/回
栄養アセスメント加算	利用者に対して、管理栄養士が他職種と共同して栄養アセスメントを実施した場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し活用していること	50円/月
栄養改善加算	栄養改善が必要な方に栄養改善サービスを行った場合(3月以内の期間に限り月2回を限度)	200円/月
一体的サービス提供加算	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること	480円/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方が利用した場合	240円/月
生活行為向上リハビリテーション加算	生活行為の内容の充実を図るための目標及びリハビリテーションの実施計画を定めてリハビリテーションを実施した場合	562円/月
退院時共同指導加算	病院等に入院中の方が退院するに当たり、当施設の医師又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の通所リハビリテーションを行った場合	600円/回
科学的介護推進体制加算	ADL、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し活用していること(月1回を限度)	40円/月